

「消防団協力事業所表示制度」の導入

～地域の安全・安心の確保をめざして～

松山市消防局

表示制度とは

地域防災の中核的存在である消防団は、年々消防団員が減少し、全国で約200万人いた消防団員が今や89万人を割ろうとしています。また、社会経済の進展により産業構造や就業構造が大きく変化し、全消防団員の約70パーセントがサラリーマンやOLなどの被雇用者となっています。

松山市においても同様に被雇用者化が進んでおり、約45パーセントが被雇用者となっております。

このような状況の中、消防団の活性化のために被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要であり、事業所や団体の消防団活動への一層のご理解とご協力を得ることが必要になっていることから、総務省消防庁が「消防団協力事業所表示制度」を実施することとしたものです。

この「表示制度」は、勤務時間中の消防団活動への便宜や、地域防災のために従業員の消防団への入団促進など、事業所や団体として消防団への協力が社会貢献及び社会責任として、広く認められるものです。

「表示」の目的

消防団に協力している「協力事業所」に対し、表示証を交付して協力事業所が地域へ社会貢献していることを社会的に評価することによって、事業所の信頼性の向上につながり、また、消防と事業所との連携・協力体制が一層強化され、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的とします。

実施の概要

●実施主体及び実施開始日

・総務省消防庁が交付する表示証（消防庁マーク）は、消防庁が交付し平成19年1月1日から実施。

・松山市が交付する表示証（市町村マーク）は、松山市が交付し平成19年5月1日から実施。

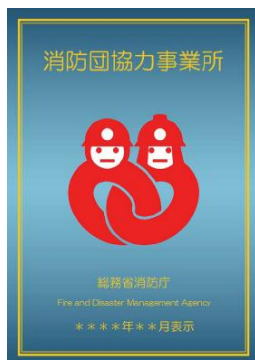
●表示証の交付

表示証の交付は、「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱」並びに、「松山市消防団協力事業所表示制度実施要綱」により交付する。

表示方法

表示証は、事業所の見えやすい場所に表示するほか、同率に拡大又は縮小して、パンフレット、ポスター、ホームページ等様々な媒体に掲載することが可能。

有効期限は、原則2年間（申請により更新可能）。



総務省消防庁が交付する表示証



松山市が交付する表示証